

9月定例会で審議した議案等の結果です

◎…全会一致
○…賛成多数
※…討論あり

議案番号	議案の件名		議案の内容	◎…賛成多数 ※…討論あり
建設経済常任委員会				
第73号議案	平成27年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について			◎認定
第77号議案	平成27年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について			◎認定
第78号議案	平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について			◎認定
第79号議案	平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について			◎認定
第80号議案	平成27年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について			◎認定
第81号議案	平成27年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定について			◎可決及び認定
第82号議案	平成27年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定について			◎可決及び認定
第89号議案	市道路線の廃止について	石の橋住宅4号線、5号線、6号線、7号線、8号線、9号線（頓田）		◎可決
第90号議案	市道路線の認定について	日焼8号線（堤）		◎可決
決算審査特別委員会				
第71号議案	平成27年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定について			※○認定
その他				
報告第14号	専決処分の報告について（市道上の事故による損害賠償について）	平成28年5月6日、市道宮原・下り松線上走行中の軽自動車が陥没した横断側溝及び舗装面の穴を通過した際受けた損害を賠償し和解するもの		報告済
報告第15号	専決処分の報告について（訴訟事件の和解について）	平成26年2月24日、小学校の総合的な学習の時間、目の不自由な人についての理解を深めるため体験活動を行っていたところ、防火扉の柱に衝突しけがをしたことに対し、裁判所の和解勧告に基づき和解するもの		報告済
報告第16号	平成27年度朝倉市健全化判断比率等の報告について			報告済
報告第17号	平成27年度甘木鉄道株式会社の決算について			報告済
報告第18号	平成28年度甘木鉄道株式会社の事業計画について			報告済
第83号議案	平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）について			※○可決
第91号議案	人権擁護委員の候補者の推薦について			◎同意
意見書案第1号	「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書の提出について			※○可決
発議案第5号	議員の派遣について			◎可決

賛否の分かれた議案（議案の件名については「審議結果」を参照ください。）

〔賛成（○）、反対（×） ※浅尾静二議長は賛否同数のとき以外は表決に参加しません。〕

議案番号	議員名	1 和 田 庄 治	2 小 島 清 人	3 佐 々 木 明 子	4 重 松 一 英	5 鹿 毛 哲 也	6 半 田 雄 三	7 堀 尾 俊 浩	8 今 福 勝 義	9 稲 富 一 實	10 中 島 秀 樹	11 大 庭 き み 子	12 富 田 栄 一	13 村 上 百 合 子	14 梶 原 康 嗣	15 手 嶋 栄 治	16 実 藤 輝 夫	17 柴 山 恭 子	18 浅 尾 静 二
第71号議案		×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
第83号議案		×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
28請願第1号		○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	×	
意見書案第1号		○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	×	

討 論

(議案等の審議で行われた
討論の概要です)

【第71号議案】

平成27年度朝倉市一般会計歳入歳
出決算の認定について

反 対

◎庁舎整備基本構想及び庁舎整備基本
計画の策定のあり方に納得できない。
成果状況と原因分析を市民に知らし
めるべきである。

◎縦割り行政の弊害がある。子どもの
教育に対する優先順位が低い。評価
の後に改善へと繋がっていない。

◎不用額、繰上償還を他のことに使う
べきだ。

賛 成

◎決算審査特別委員会による慎重な審
査も行い、決算は適正に処理されて
いると判断される。

◎我々が承認した予算を執行し、何の
問題もなく行政運営していると認め
られる。

◎決算は個々の議論よりも全体を見渡
して評価すべきだ。無駄に予算を消
化したとは思わず、反対するには当
たらない。

【第83号議案】

平成28年度朝倉市一般会計補正予算
(第2号)について

反 対

◎甘木鉄道のJＲ鹿児島本線との直通
化に向けた実現可能性調査に関して、
事業主体である甘木鉄道から審査を
するための資料が何も出されていない。
市の政策への意気込みや財源の
見通しが不明瞭である。課題を明確
にし、実現可能な方策を絞り込むべ
きだ。

賛 成

◎沿線自治体を含め、市の将来を左右
するような夢のある事業であり、
我々が事業を判断するために、様々
なハードルを検証し、正しい情報を
共有するための専門的な機関への依
頼である。



【28請願第1号】

「少人数学級推進などの定数改善」「義
務教育費国庫負担制度2分の1復元」に
かかる意見書の提出を求める請願書

反 対

◎本市はほとんどが少人数学級であり、
請願の趣旨にそぐわない。教職員定
数改善の内容に不都合な部分がある。
毎年同様の請願が上がってきている。

【意見書案第1号】

「少人数学級推進などの定数改善」
「義務教育費国庫負担制度2分の1
復元」を求める意見書の提出について

反 対

◎毎年内容が変わらない。

賛 成

◎本市は人数が少ない学校が多いが、
それだけに配置されている教職員数
が減っている。子どもたちに対して
きめ細やかな対応ができるように、
職員の負担を軽減する必要がある。

請願書
陳情書

請願や陳情で、皆さんの意見や要望を直接議会に伝えることができます。受付は随時行っていますが、原則として「議会運営委員会の前々日までに受け付けたもの」をその定例会で審議することになります。期日については議会事務局までご確認ください。

請願書…請願書は地方自治法第124条に規定されており、誰でも提出することができます。請願をするためには議員1人以上の紹介が必要で、紹介議員本人の署名又は記名押印が必要です。請願書は所管の常任委員会に付託され、審査されます。意見書の提出を求める請願書が採択された場合は、その趣旨を意見書として関係機関に送り、実現を要請します。なお、審査の結果は提出者に文書(ハガキ等)で通知します。

陳情書…陳情書又はこれに類するもの(要望書、要請書及び同様の文書)は、参考資料として全議員に配付します。